2　基本理念

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和四三年法律第七八号）に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、また、食品の生産等の現況等を踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者（食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者をいう。以下同じ。）の事業活動に及ぼす影響等に配慮して講ぜられなければならないものとすることとした。（第三条関係）

3　食品表示基準

内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等（食品関連事業者又は食品の販売をする者のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項（以下「表示事項」という。）及び表示事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）を定めなければならないものとするとともに、食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないこととした。（第四条、第五条関係）

4　指示等

㈠　表示事項が表示されていない食品の販売をし、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣等は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができるものとするとともに、内閣総理大臣は、指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。

㈡　内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができることとした。

㈢　内閣総理大臣等は、指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととした。（第六条、第七条関係）

5　差止請求及び申出

㈠　適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品に関して著しく事実に相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止又は予防に必要な措置等をとることを請求することができることとした。

㈡　何人も、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、その旨を内閣総理大臣等に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができるものとするとともに、内閣総理大臣等は、申出があった場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、適切な措置をとらなければならないこととした。（第一一条、第一二条関係）

6　その他

立入検査、罰則等について必要な規定の整備を行うこととした。（第八条～第一〇条及び第一七条～第二三条関係）

7　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――

◇いじめ防止対策推進法（法律第七一号）（文部科学省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。（第二条関係）

㈢　基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととした。（第三条関係）

㈣　いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならないこととした。（第四条関係）

2　いじめ防止基本方針等

㈠　いじめ防止基本方針

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることとした。（第一一条関係）

㈡　地方いじめ防止基本方針

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとした。（第一二条関係）

㈢　学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとした。（第一三条関係）

㈣　いじめ問題対策連絡協議会

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができることとした。（第一四条関係）

3　基本的施策

㈠　学校におけるいじめの防止

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないこととした。（第一五条関係）

㈡　いじめの早期発見のための措置

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずることとした。（第一六条関係）

4　いじめの防止等に関する措置

㈠　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこととした。（第二二条関係）